高知県消費生活相談員人材バンク設置要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県(以下「県」という。)が消費生活相談体制の強化を図るため、 県内の消費生活センターや消費生活相談窓口(以下「消費生活センター等」という。)に 消費生活相談員として就業を希望する有資格者等を把握し、消費生活相談員の採用が必 要となった消費生活センター等の人材の確保を円滑に行うことを目的に必要な事項を定 めるものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、高知県文化生活部県民生活課(以下「県民生活課」という。)に、高知県消費生活相談員人材バンク(以下「人材バンク」という。)を設置する。

(登録対象者)

- 第3条 人材バンクに登録できる者(以下「登録対象者」という。)は、消費生活センター 等に就職を希望する者又は将来的に就職を希望しようと考えている者で、次の各号のい ずれかに該当する者とする。
 - (1) 消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者
 - (2) 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者
 - (3) 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者
 - (4) 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者
 - (5) 申請時点で前各号のいずれの資格も有していないものの、将来的にいずれかの資格 取得を目指す者

(登録情報)

第4条 人材バンクに登録する情報は、登録対象者の氏名、住所、年齢(生年月日)、性別、 電話番号、職歴及び保有する資格、勤務に関する希望その他県民生活課長が必要と認めた もの(以下「登録情報」という。)とする。

(登録手続)

- 第5条 人材バンクへの登録を希望する者は、人材バンク登録申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて県民生活課長に提出するものとする。
- 2 県民生活課長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を確認のうえ、人材バンク への登録を行うものとする。

(登録情報の変更)

- 第6条 人材バンクに登録された者(以下「登録者」という。)は、登録情報に変更が生じた場合は、速やかに人材バンク登録変更届(様式第2号)を県民生活課長に提出するものとする。
- 2 県民生活課長は、前項の届出を受理したときは、その内容を確認のうえ、登録情報の更 新を行うものとする。

(登録情報の削除)

- 第7条 登録者は、人材バンクの登録を辞退しようとするときは、人材バンク登録辞退届 (様式第3号)を県民生活課長に提出するものとする。
- 2 県民生活課長は、前項の届出を受理したときは、人材バンクから当該登録者の登録情報 を削除するものとする。

(人材バンクの活用方法等)

- 第8条 消費生活相談員の採用を目的として登録情報の提供を受けようとする消費生活センター等の長は、人材バンク情報提供申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて県民生活課長に提出するものとする。
- 2 県民生活課長は、前項の申請があったときは、人材バンクに登録された情報に基づき、 申請者に対し速やかに情報提供を行うものとする。
- 3 消費生活センター等の長は、前項で提供された情報を消費生活相談員の採用に活用するものとする。
- 4 消費生活センター等の長は、前項の活用の結果について、人材バンク登録者採用結果報告書(様式第5号)により、県民生活課長に報告するものとする。

(登録者に対する情報提供)

- 第9条 県は、登録者に対して必要に応じ次の情報提供を行う。
 - (1) 県内の消費生活センター等の消費生活相談員の募集に関する情報
 - (2) 消費生活に関する講座や研修の案内
 - (3) その他消費生活相談員としての業務の遂行に有益と思われる情報

(個人情報の取扱い)

- 第 10 条 県民生活課長は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号) その他 関係法令に基づき、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。
- 2 消費生活センター等の長は、この要領により知り得た個人情報を第8条第3項の目的 以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 3 消費生活センター等の長は、この要領により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損 の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(登録情報の確認等)

- 第11条 県民生活課長は、必要に応じ登録者に対し登録情報の確認を行うことができる。
- 2 県民生活課長は、登録者についてその登録情報に虚偽の記載があった場合、又は消費生活相談員としてふさわしくないと認められる行為があった場合、若しくは登録者の所在が確認できない状態になった場合には、当該登録者の登録を取り消すことができる。

(暴力団排除措置による取消し)

- 第12条 県民生活課長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。この場合において、登録の取消しにより登録者に損害が生じたとしても、 県はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 登録者が、暴力団員(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)であると認められると

き。

- (2) 登録者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団(高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。) 又は暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。) を利用していると認められるとき。
- (3) 登録者が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、 金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力 団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、登録者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は県民生活課長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月8日から施行する。